

大和市告示第100号

令和6年大和市告示第73号で告示した、指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等について、次のとおり変更する。

令和6年5月30日

大和市長 古谷田 力

1 指定納付受託者の名称及び納付させる歳入等

(下線部分は、変更部分)

名称	納付させる歳入等	
	変更前	変更後
株式会社 NTTデータ	印鑑登録証明書、住民票の写し、戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、戸籍の附票の写し及び市・県民税証明書の発行に係る手数料及び郵送料	印鑑登録証明書、住民票の写し、戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、戸籍の附票の写し、 <u>所得課税証明書</u> 、 <u>住宅用家屋証明書</u> 及び <u>土地家屋名寄帳</u> の発行に係る手数料及び郵送料

2 変更する日

令和6年6月1日